

新築市営借上高齢者住宅シルバーピア北田園(12月入居予定)の入居者を募集

■募集内容

所在地北田園二丁目12番地4

戸数18戸(単身用)

間取り1DK

申込資格①65歳以上の単身者(昭和14年7月25日以前生まれの方)

②申込み者本人が福生市内に引き続き1年以上居住している方で、そのことが住民票または外国人登録原票記載事項証明書で証明できること。または福生市内の同一の勤務場所に正規に雇用され、引き続き3年以上勤務していること。

③所得基準3,216,000円以内の方

④現に住宅に困っていることが明らかであること。

⑤市・都民税、国民健康保険税等を滞納していないこと。

⑥独立した日常生活が可能で、自炊ができる程度に健全であること。(身体上または精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とする方は、心身の状況に応じた介護を受けられること

申込み用紙の配布・受付

7月午本必直数
20日(火)～24日(土)午前9時～午後5時、高齢福祉係(市役所本庁舎1階)※申込み用紙に必要事項を記入し、期間内にお持ちください。申込みの場合には抽選となります。

問合せ介護福祉課高齢福祉係

が入居資格となります。)
※自家所有者は原則として申込みできません。

新築市営借上高齢者住宅シルバーピア北田園の生活協力員を募集

生活協力員は新築市営借上高齢者住宅の入居者となり、市との業務委託契約に基づき、入居者の安否確認や緊急時の対応、疾病に対する一時的な介助、生活の相談などを行っていただきます。
募集人員1名(戸数1戸)

生活協力員申込み資格

①福生市内に1年以上居住していること。

②高齢者の福祉に理解があること。

③入居者の生活支援に熱意があること。

④生活協力員住宅に入居し、在宅業務が可能であること。

⑤申込み者の世帯が次の生活協力員住宅の申込資格があること。

▼所得基準表

家族数	所得金額(円)
2人	2,552,000～7,292,000
3人	2,932,000～7,672,000
4人	3,312,000～8,052,000
5人	3,692,000～8,432,000
6人	4,072,000～8,812,000

第54回社会を明るくする運動西多摩大会にご参加ください



青少年の非行防止や、犯罪のない明るい社会をつくるために、西多摩地区8市町村の保護司、関係者が「社会を明るくする運動西多摩大会」を開催します。アトラクションもありますので、ぜひ、ご参加ください。

日時 7月11日(日)午後0時30分～4時15分

場所 秋川キララホール

■第1部(午後0時30分～2時45分)

■第2部(午後3時～4時15分)

講演「日本人の心の再生～子供達への大人の務め」

講師 西川京子氏

アトラクション

・子供囃子(野辺子供囃子会)

・剣舞(小川凱由氏)

・和の響(武州唐獅子太鼓)

主催 西多摩地区保護司会

後援 西多摩地区更生保護女性会

問合せ 社会福祉課庶務・福祉計画担当

医療証は届きましたか

6月30日までの医療証をお持ちの方に7月1日からご使用いただく医療証(紫色)を郵送いたしました。まだ、医療証が届いていない方はご連絡ください。

なお、医療証を交付できる方は、昭和9年7月2日から昭和12年6月30日生まれで次の条件に該当する方です。

- ①市内に住民登録のある方(外国人登録法による登録者を含む)
- ②医療保険加入者(社会保険の本人の場合を除く)
- ③平成15年中の所得が別表の所得制限基準額以下の方

※平成16年1月2日以降、他の区市町村から転入された方については、平成16年度分の課税証明書または非課税証明書が1通必要です。

【別表】所得制限基準額表

扶養親族等の数	所得制限基準額	所得基準	適用期間
0人	2,572,000円	平成15年中所得	平成16年7月1日～平成17年6月30日
1人	3,052,000円		
2人	3,432,000円		
3人	3,812,000円		
4人	4,192,000円		
5人	4,572,000円		

医療証をお持ちの市民税非課税世帯の方へ

医療証をお持ちで市民税非課税世帯に属する方は、外来及び入院時の一部負担金の上限額が軽減されます。

手続き 医療証、健康保険証、印鑑をお持ちのうえ、市役所1階⑤番の窓口で、限度額適用認定証の申請をしてください。

受診するとき 交付された「限度額適用認定証」、

「限度額適用認定証」、

「限度額適用認定証」、

「限度額適用認定証」、

「限度額適用認定証」、

「限度額適用認定証」、

「限度額適用認定証」、

「限度額適用認定証」、

※有効期限の切れた医療証(緑色)は、同封の返信用封筒に入れ必ず返還してください。

軽減内容 限度額適用認定証を提示すると1か月の自己負担上限が次のように変わります。

〈外来〉
1万2千円→8千円

〈入院〉
4万2千円→2万4千6百円

問合せ 保険年金課老人医療係

第9回シニア健康スポーツフェスティバル TOKYO参加者募集

内容 ゲートボール・ラージボール卓球・ソフトテニス・ソフトボール・弓道・テニス・剣道・ロードレース・ペタ

ンクの9種類
期間 10月2日(土)～11月4日(木)※会場、日程は各種目により異なります。

対象 都内在住の満58歳以上(平成16年4月1日現在)の方で健康で競技可能な方(初心者歓迎)

参加費 一人1,000円(監督、選手を問わず)

申込み期間 7月1日～31日(当日消印有効)

申込み方法 所定の振込用紙に必要事項を記入し参加費を振り込む。書類は7月1日より高齢福祉係(市役所本庁舎1階)・社会福祉協議会にて配布

問合せ 財東都高齢者研究会

福祉振興財団シニア健康スポーツ係 ☎03・52006

8732 ☎03・52006

老人医療受給者で特定疾病の方は自己負担限度額が減額されます

老人医療受給者の方は厚生労働省で定める次の①、②、③の疾病について、申請により交付されます「特定疾病療養受領証」を医療機関の窓口提示しますと、毎月の自己負担限度額が1万円までとなります。

①人口腎臓を実施している慢性腎不全

②血漿分画製剤を投与している先天性血液凝固第Ⅷ因子障害または先天性血液凝固第Ⅸ

因子障害いわゆる血友病

③抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群(HIV感染を含む厚生労働大臣の定める者に係るものに限る)

○

○

○